明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五五）　三
○個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（五六）　四
○環境省組織令の一部を改正する政令（五七）　五
○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（五八）
○最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（五九）
○東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令（六〇）
○令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（六一）
○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（六二）
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（六三）　六
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（六四）
○炭酸ニカリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（六五）
○電気事業法施行令の一部を改正する政令（六六）　七
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（六七）　八

〔省　令〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**法務**一二）　一〇
○弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部を改正する省令（**同**一三）　一一
○国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令等の一部を改正する省令（**文部科学**一〇）　一二
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**五八）　一三
○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（**国土交通**九）　二〇
○浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通・環境**一）　三

〔規　則〕

○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（**個人情報保護委**一）　三
○特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則（**同**二）　四

〔告　示〕

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件の一部を改正する件（**総務**一一二）　四八
○大韓民国を原産地とする炭酸ニカリウムについて関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（**財務**七三）　五〇
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**同**七四）　五一
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**七）　五三
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件等に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件（**厚生労働**九七）　五三
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（**同**九八）　五三
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（**同**九九）　五六
○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（**同**一〇〇）　五七
○漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件（**農林水産**四一七）　五八
○函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**二二〇）　五九
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**同**二二一）　六〇
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**一三）　六〇
○利尻礼文サロベツ国立公園の指定植物を指定する件（**環境**二〇）　六二

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。